

丸亀市学校施設長寿命化計画の見直し

1. 目的

学校施設の長寿命化計画は、策定後も最新の教育動向や社会情勢及び施設の実態に応じて随時更新していく必要があります。本市においても、令和元年度に策定した丸亀市学校施設長寿命化計画について、それぞれの施設の実態に即した施設整備の内容を検討し、より効率的に個別施設計画の充実・見直しに努めていく必要があります。

2. 見直し内容（資料 1、2）

(1) 計画期間の見直し

現行の 2020 年（令和 2 年）から 2029 年（令和 11 年）までの 10 か年の計画期間に 2030 年（令和 12 年）から 5 年間の整備計画を追加し、2034 年（令和 16 年）までの計画期間とする。

(2) 長寿命化改修に係る工期の見直し

（当初計画）設計期間 1 年、工事期間 2 年

（見直し内容）

- ① 健全度調査及びゼロカーボン検討に要する期間 1 年
 - ・構造体の健全度調査及びゼロカーボンの取組みに対する検討期間を 1 年追加
- ② 実施設計期間に要する期間 1 年
- ③ 工事期間 3 年（仮設校舎建設、校舎等長寿命化改修工事）
 - ・仮設校舎の建築申請から建設までの期間を考慮
 - ・週休 2 日制の導入による工期の延長を考慮
- ④ 外構整備 1 年
 - ・当初計画に入ってなかった仮設校舎撤去後の外構整備期間を新たに追加

(3) 事業費の見直し

物価高騰や週休 2 日制の導入などの影響による事業費の見直し

(4) 長寿命化改修にかかる優先順位の見直し

トイレの乾式化や施設の老朽化、空調設備、照明設備など経年劣化による修繕・更新費用の増加に対応するため、城辰小学校、垂水小学校、飯野小学校、南中学校について前倒しで改修を行う。

(5) 飯山南小学校の整備手法の見直し

地盤の耐力不足による不同沈下が部分的に見られ、建物の耐震性はあるが将来の安全性を考慮し改築に移行する。

(6) 垂水小学校屋内運動場の整備手法の見直し

施設の老朽化とともに、屋内運動場の必要面積（学級数に応ずる屋内運動場必要面積）が不足しているため改築に移行し施設の適正化を図る。

(7) 本島小中学校の部位改修について

当初の計画では管理棟屋上防水改修工事を予定していたが、屋上防水層の劣化状況を考慮すると緊急性が少ないことなどから適正な改修時期を検討していくこととした。

3. 長寿命化見直しに伴う更新コストについて

別紙参照（資料3）

4. 今後のスケジュール案

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・令和5年11月13日 | 教育民生委員会協議会説明 |
| ・令和5年12月 | パブリックコメント実施 |
| ・令和6年2月 | 教育委員会付議
庁議付議 |
| ・令和6年度 | 運用開始 |